

令和7年度 第1回史跡小牧山整備計画専門委員会 次第

令和7年7月16日(水) 午後2時30分

小牧市役所 本庁舎3階 301会議室

1 報 告

今年度の史跡小牧山整備事業について

【資料1】

2 議 題

「小牧市青年の家跡地周辺整備基本構想」の策定について

【資料2】

3 その他

第2回史跡小牧山整備計画専門委員会の日程調整について

1 報告

(1) 今年度の史跡小牧山整備事業について

①史跡小牧山主郭地区第3-2工区整備工事

- ・概要：歴史館南東側の第3-2工区768㎡について、整備工事を実施する。
- ・期間：令和7年8月～令和8年3月末

②史跡小牧山大手道第2次発掘調査

- ・調査面積：445㎡
- ・調査期間：令和7年5月～令和8年2月
- ・調査目的：令和6年度の発掘調査に引き続き、歴史館南側の第2工区に続く大手道部分の整備のための実施設計書作成の基礎資料とするため、遺構、地形等の確認を行う。

③史跡小牧山污水管更新工事

- ・概要：主郭地区の整備に伴い、山頂部の浄化槽を撤去するにあたり、山頂部の污水管を下水管に接続するための工事を実施する。
- ・期間：令和7年7月～令和8年3月

④「小牧市青年の家跡地周辺整備基本構想」策定

- ・概要：令和8年度に小牧市青年の家が解体されることに先立ち、その跡地の方向性を定める基本構想を策定する。
- ・期間：令和7年5月～令和8年3月

⑤小牧山城再現CG動画作成委託

- ・概要：永禄期の小牧山城を再現したCG画像を、現在の画像に重ね合わせた動画を制作する
- ・期間：令和7年6月～令和7年9月

小牧市青年の家跡地周辺整備

基本構想

令和 8 年 3 月

小 牧 市

目次

第Ⅰ章．小牧市青年の家跡地周辺整備の背景	1
第Ⅱ章．整備予定地の現状	2
2-1 建築物	2
2-2 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）	3
2-3 保健保安林	4
第Ⅲ章．整備予定地の遺構	5
第Ⅳ章．整備計画	10
4-1 整備の考え方	10
4-2 創垂館への導線（敷地造成工）	10
4-3 法面保護工	10
4-4 植栽工	11
4-5 管理施設設備工	11
4-6 給水・雨水排水・汚水設備工	11
4-7 電気整備工	12
4-8 防犯・防災設備工	12
4-9 撤去工	13
第Ⅴ章．整備スケジュール	13
◆ 小牧市青年の家跡地周辺整備基本構想平面図	14

第 I 章. 小牧市青年の家跡地周辺整備の背景

昭和39年（1964）、小牧山の南東中腹に建設された小牧市青年の家（以下「青年の家」という。）は、開館から60年が経過して建物の老朽化が進み、修繕に多額の費用がかかることや施設の利用率の低下等を鑑み、令和8年（2025）3月末をもって閉館することとなった。現在、青年の家を所管するこども未来部こども政策課において、建物解体設計が作成中であり、令和8年度には、青年の家の解体工事を行うことが予定されている。一方、青年の家東側には明治21年（1888）に愛知県によって山頂西側の曲輪に建てられ、その後、昭和24年に移設された小牧市創垂館（以下「創垂館」という。）がある。現在、創垂館は青年の家と一体的な管理・運営が行われており、青年の家解体後の創垂館の保存・活用に向け、小牧市教育委員会事務局小牧山課では、青年の家跡地及びその周辺を含めた整備の方向性を定めるため、令和7年度に「小牧市青年の家跡地周辺整備基本構想」を策定することとした。

計画対象地は、国指定史跡「史跡小牧山」の指定地内で青年の家とその周辺にあたり、面積約0.23haの敷地である（図1）。



図1 青年の家跡地整備予定地

第Ⅱ章. 整備予定地の現状

2-1 建築物

整備予定地内の各施設の概要は以下のとおりである。

《小牧市創垂館》

創垂館（写真1）は、小牧山が愛知県立の「小牧公園」として一般公開されていた明治21年（1888）に、愛知県知事の発案で迎賓館機能をもって建設され、名前は孟子の「君子創業垂統為可継也」より名付けられた。桁行8間、梁間4間、寄棟造、棧瓦葺で近世の伝統に基づく格式ある書院造の建築で、



写真1 創垂館

広い書院座敷があり、桧主体の良質な建築材を用いた極めて上質な建造物である。

創垂館が建設された翌年、小牧山は再び尾張徳川家が所有することとなると、創垂館も同家の所有となった。同家が旧藩士を招いて開いた園遊会には、二日間で約7,000人が小牧山を訪れ、創垂館は中心会場となった。その後、昭和5年（1930）に創垂館は尾張徳川家から小牧山とともに小牧町（当時）に寄贈されたが、その後も、歴史的に深い由緒があった点が考慮され、一般に公開されることはなかった。

昭和24年には、現在創垂館のある場所が、新制小牧中学校の運動場とともにその隣接地として整地され、当初建てられた山頂西側の曲輪から現在地に移築された。移転後は中学校の作法室として利用されていたが、昭和39年に青年の家が隣接して建てられてからはその付属施設となり、宿泊者の懇親会場のほか、茶道、華道、民謡などの教室として使用されてきた。

老朽化により、平成24年（2012）度から利用停止となり、令和2年（2020）度から保存修理工事を実施し、令和4年、建設当初の姿へ復元を完了した。令和7年3月に国の文化審議会が、登録有形文化財（建築物）

の登録について、文部科学大臣に答申し、●月●日に登録された。

なお、『史跡小牧山保存活用計画書』（以下『保存活用計画書』という。）では、創垂館は、「本質的価値に準ずる諸要素」のうち、「近世以降の小牧山の歴史を物語る歴史的建造物」に位置付けられている。

《小牧市青年の家》

青年の家（写真2・表1）は、昭和39年（1964）に、小牧市の青年活動の拠点として、小牧山の南東側中腹に開館した。昭和38年、史跡指定地内への建設許可を国の文化財保護審議会に諮り、その条件として、建築様式が小牧山の風情にあった和風のものであること、樹木に覆われた場所へ建設すること、洗濯物で小牧山の景観を損なわないことなどの付帯条件が付けられた。

なお、『保存活用計画書』では、青年の家は「史跡の価値に直接関与しない諸要素」のうち、「小牧山の歴史に関係のない施設」に位置付けられている。



写真2 青年の家

面積	建築面積	374.37 m ²
	延べ床面積	512.00 m ²
構造	鉄筋コンクリート造	
基礎	直接基礎・独立基礎	

表1 青年の家建築概要

2-2 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

主に青年の家から北側の山の斜面にかけて、土砂災害防止法に基づく、急傾斜地の崩壊の土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定されている（図2）。このため、土砂災害特別警戒区域内における一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制がかかっている。

なお、整備予定地が崖に接していることから、愛知県建築基準条例により、がけ付近に建築物を建設することができない。



図2 土砂災害特別警戒区域

2-3 保健保安林

青年の家から創垂館の北側法面は、森林法に基づく保健保安林に指定されている(図3)。森林の伐採や土地の形質の変更などを行う場合には、事前に尾張農林水産事務所林務課との協議、愛知県知事の許可が必要となる。

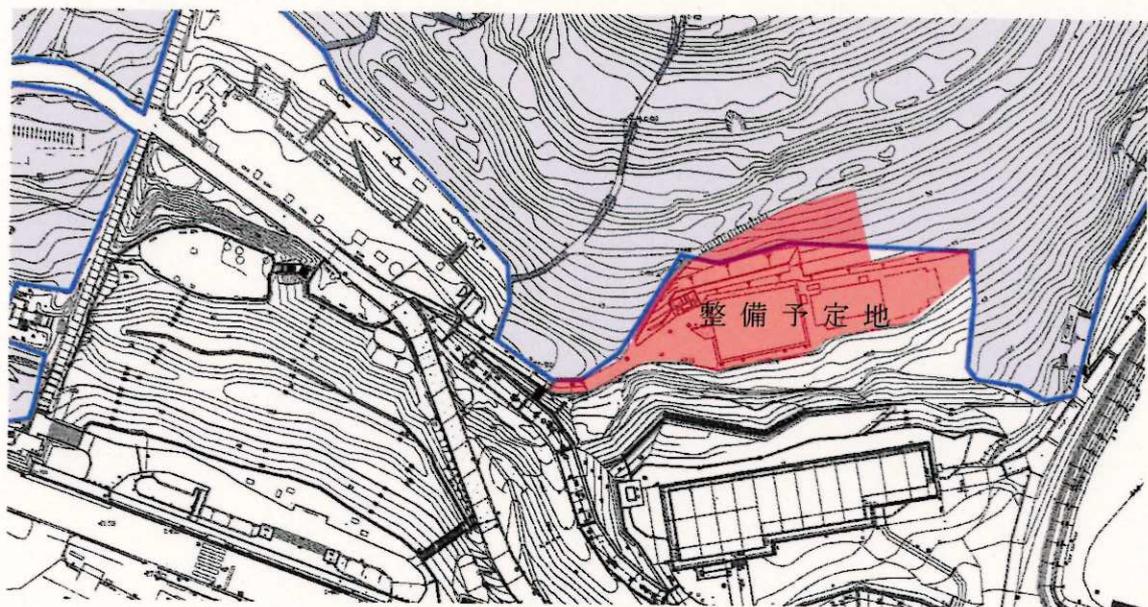


図3 保健保安林

第三章. 整備予定地の遺構

整備予定地は、「昭和2年地形測量図」では、山の斜面地形として描かれている（図4・5）が、一帯は二回に亘り、過去に大きな改変をうけている。

一回目は、昭和24年（1949）に新制小牧中学校運動場の造成にあたり、創垂館の移設用地を確保するため、山の斜面地を平坦地に削平した。なお、青年の家設計時の配置図（図6）には、創垂館南側から麓に延びる道が描かれており、中学校から創垂館へのアクセスは、現在の西から入ってくるルートではなく、南側から上がってくるものであった。

二回目は、昭和39年の青年の家建設時の整地工事で、大きく削平を受けている（図7）。さらに、青年の家の基礎20本は、独立基礎で、地中梁でつながれており、基礎の大きさは $1.75 \times 1.75 \text{ m}$ ～ $2.55 \times 2.55 \text{ m}$ である。南側の4本の基礎は現況GLから約2m、それ以外の基礎は現況GLから約1.2m掘削し、設置されている（図8・9・10）。なお、青年の家の基礎は、すべて撤去していくことを大前提とする。

以上のことから、整備予定地は本来、山の斜面地形であった箇所であり、城郭遺構が存在しない可能性が高い場所と考えられ、城郭として何らかの利用をされていたとしても、創垂館、青年の家建設時に斜面地は大きく削平を受けていることから、遺構が遺存する可能性は少ない場所であると推定される。

なお、整備予定地は上記の理由で遺構が遺存している可能性は低いと考えられるが、建物解体時は市教育委員会小牧山課の文化財担当職員の立会調査を行うこととする。

小牧市青年の家跡地整備基本構想

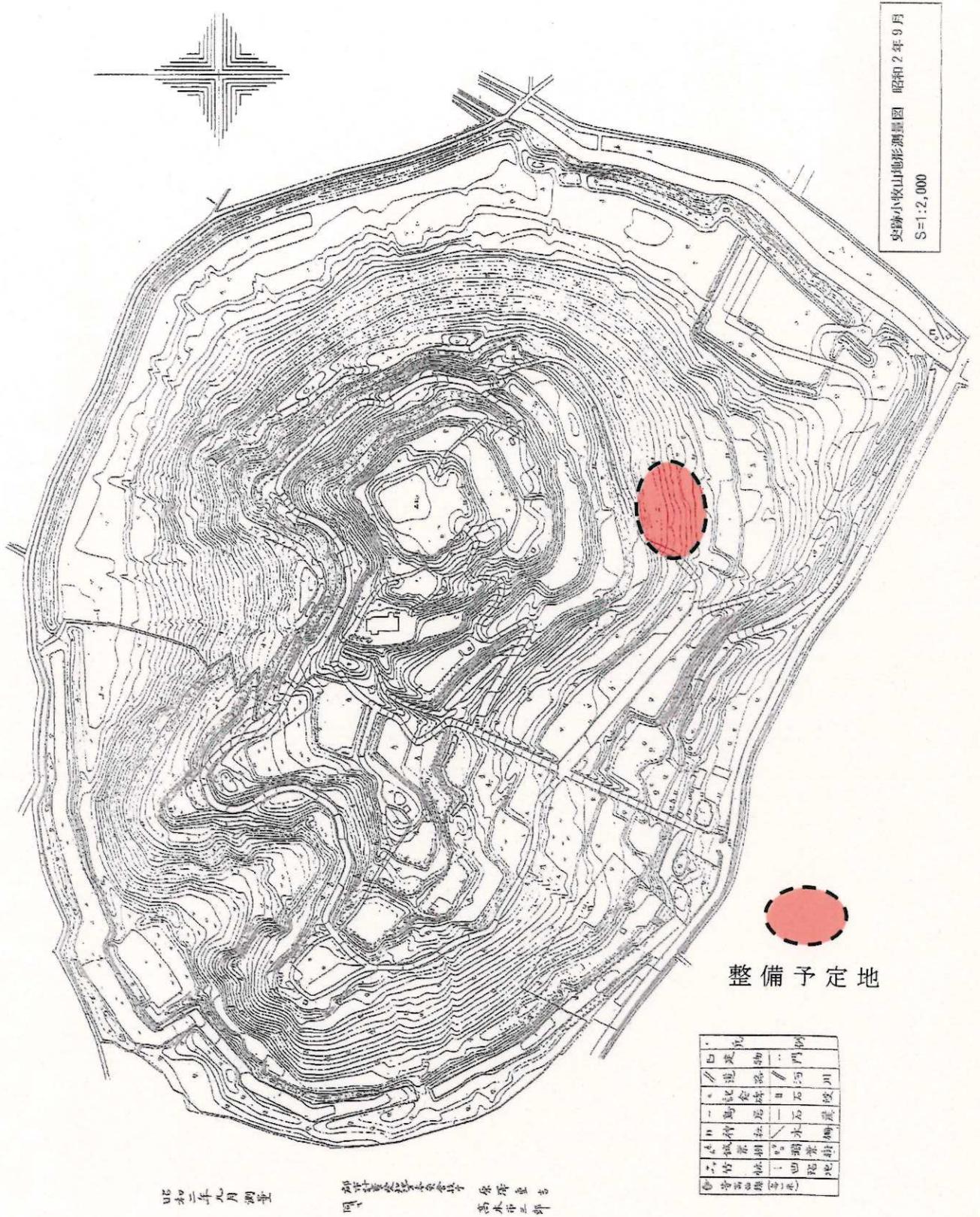


図4 昭和2年地形測量図

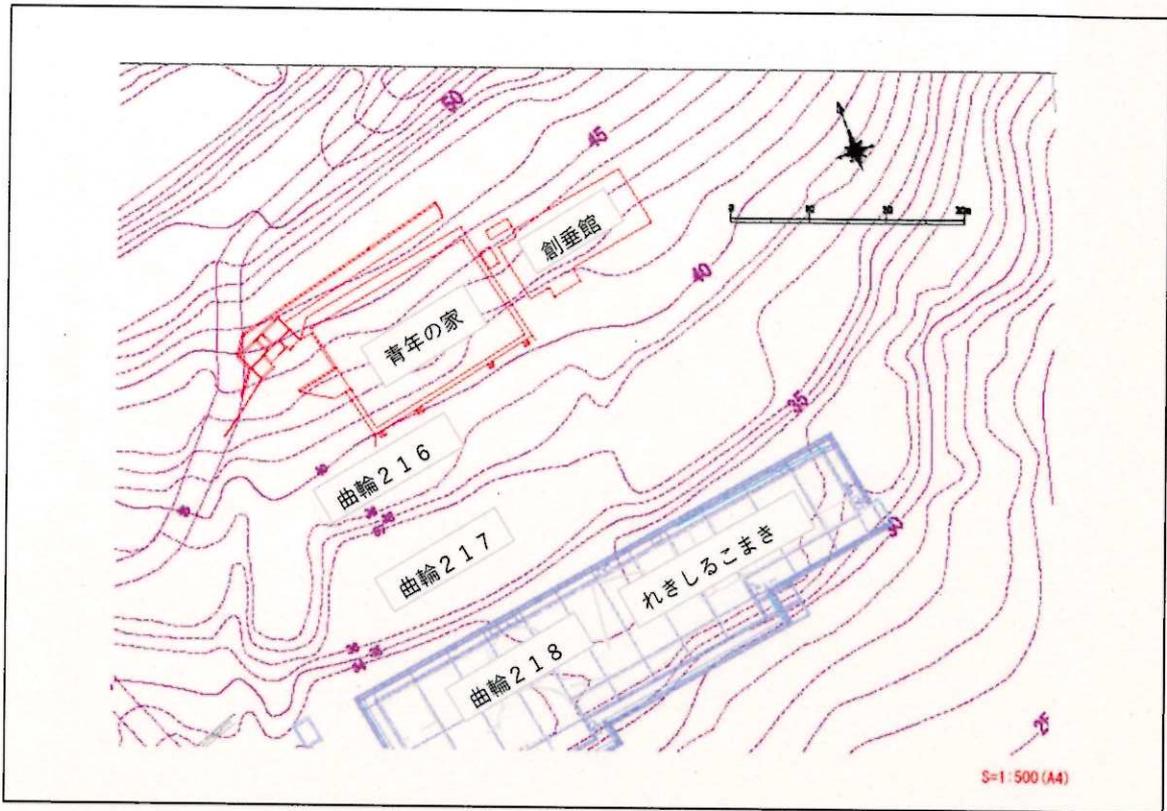


図5 昭和2年地形測量図に青年の家等を合成

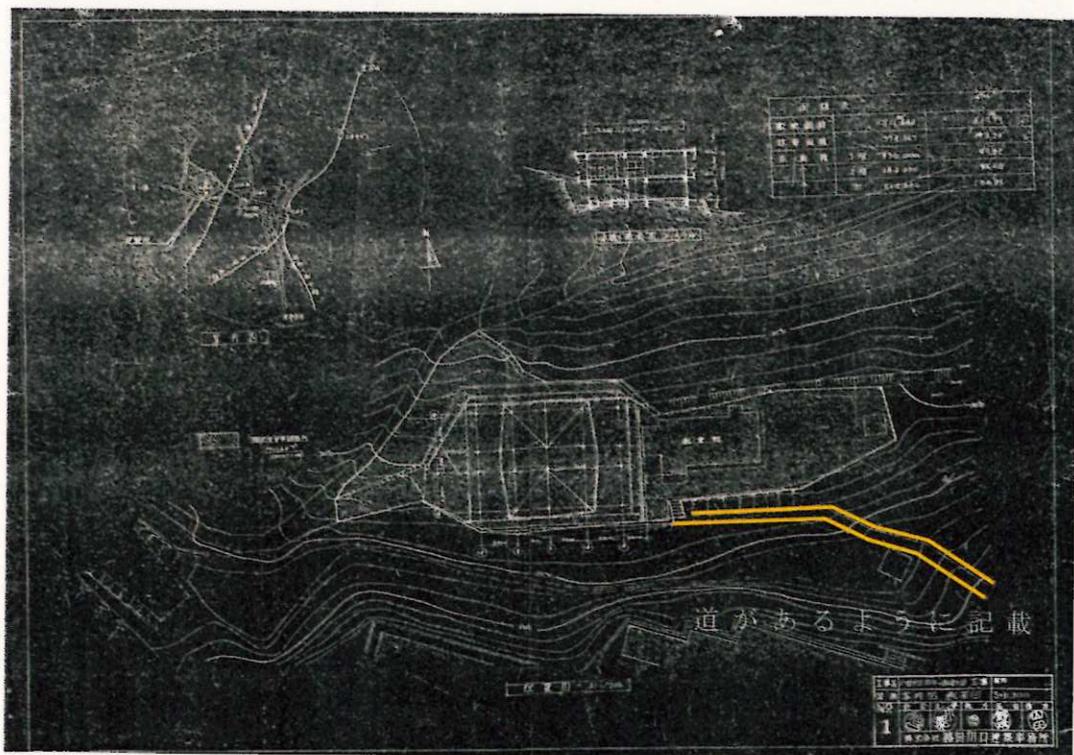


図6 青年の家配置図

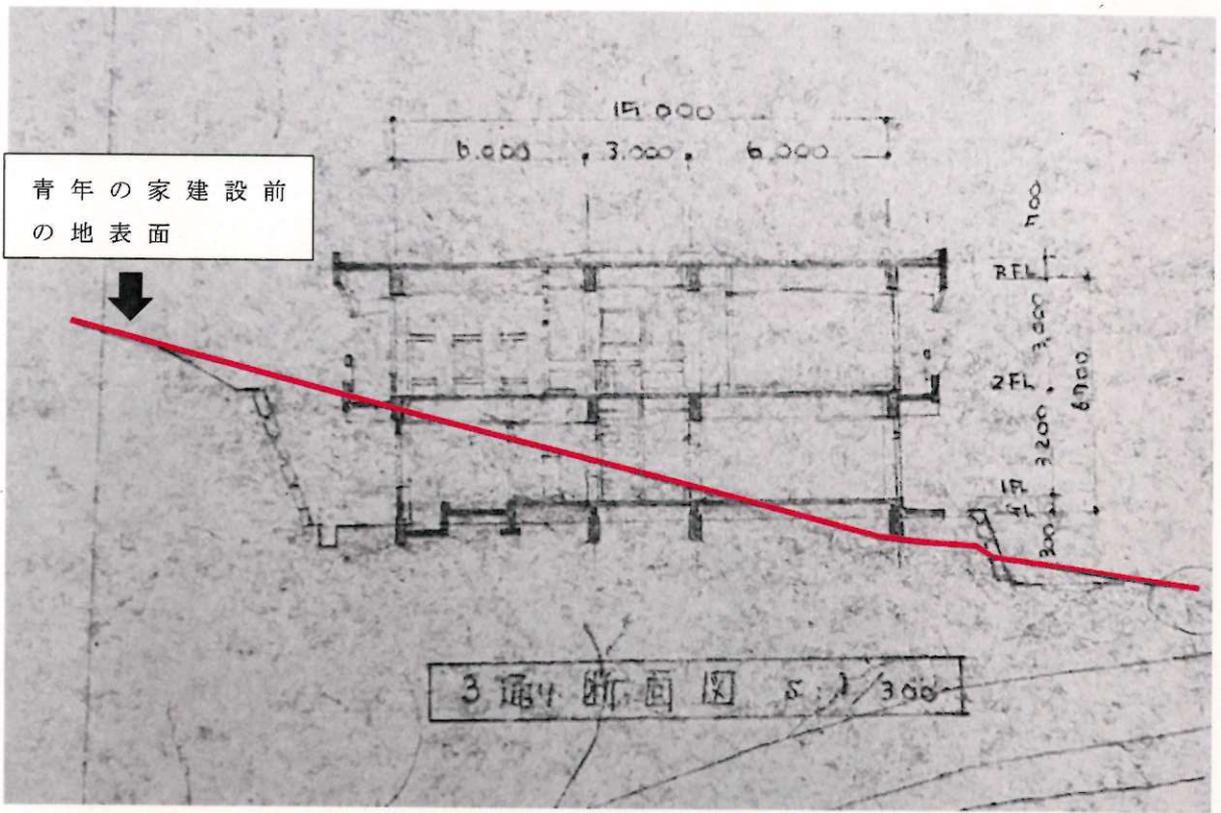


図7 青年の家断面図

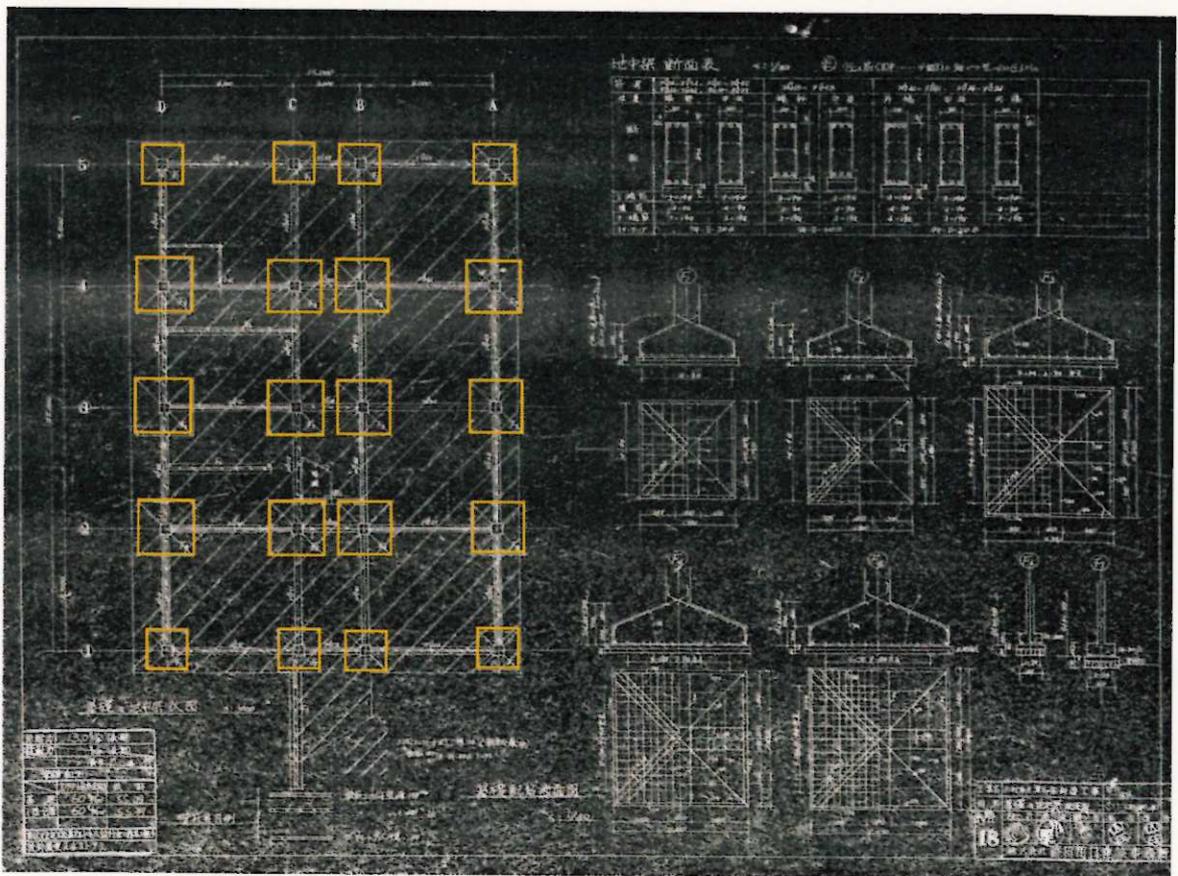


図8 青年の家基礎伏図・断面図
(独立基礎部分に着色)

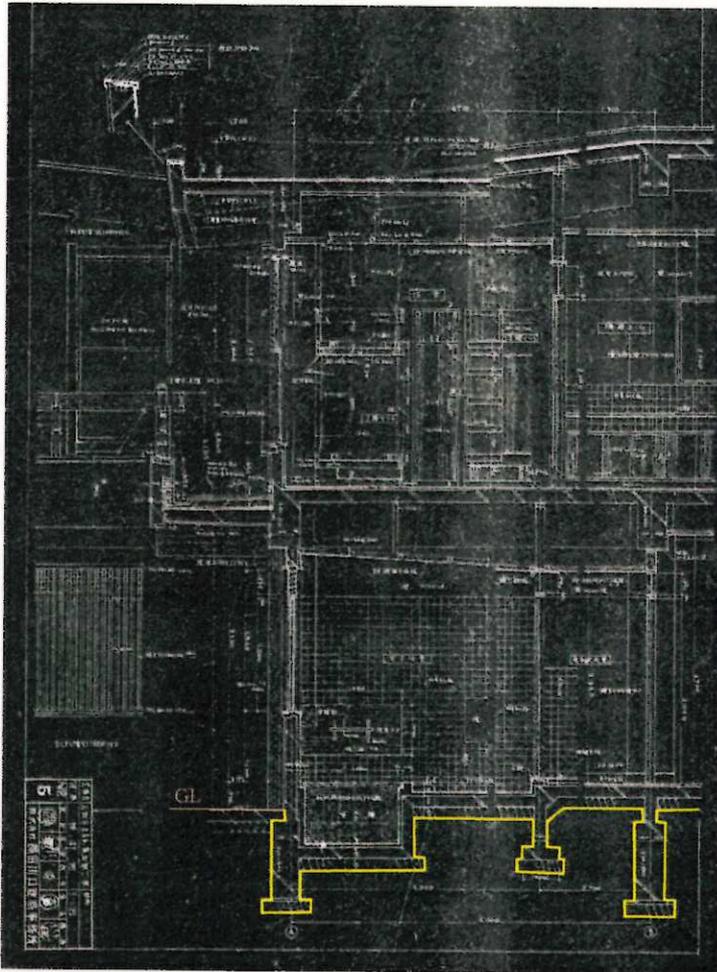


図9 青年の家矩計図
(基礎部分に着色)

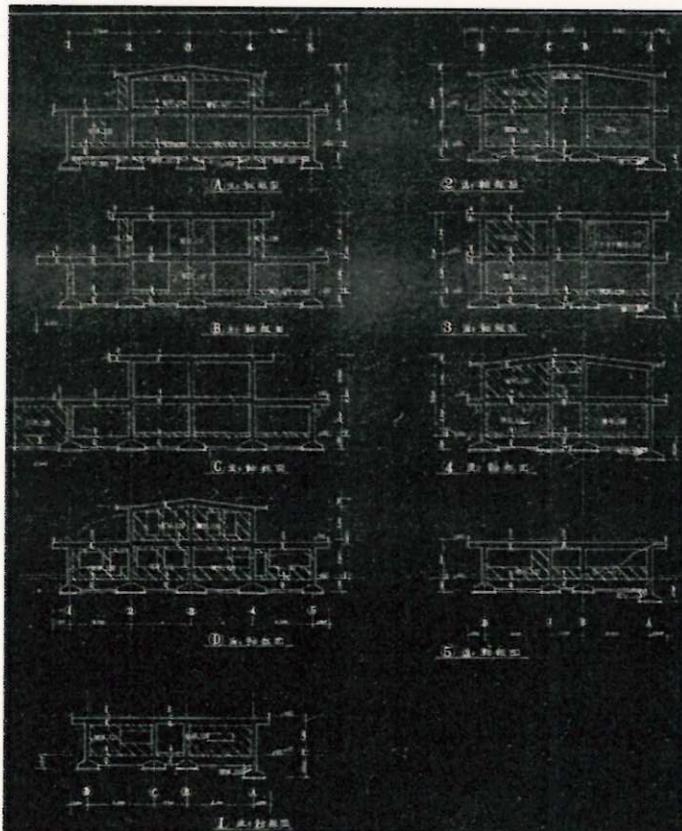


図10 青年の家軸組図

第IV章. 整備計画

4-1 整備の考え方

青年の家跡地は、創垂館へのエントランスとなる場所である。当初創垂館は迎賓館機能をもって建設されたものであることから、その雰囲気を感じられるような整備していくこととする。なお、青年の家を撤去した後は、創垂館への西側からのアプローチとして跡地を活用することから、昭和2年地形測量図に描かれる山の斜面地形に復元はしない。

また、現在、電気や機械警備、火災通報装置など、創垂館を管理運営していくため必要な設備は青年の家を経由している。そのため、青年の家が解体された後、創垂館が単独で管理運営ができるように設備を切り替える必要がある。なお、一部の設備は、令和8年度の青年の家解体工事中に合わせて切り替えを実施していく。

本整備では新たな掘削を行わないことを大前提として、掘削をせざるを得ない場合においては、青年の家の基礎設置により既に掘削を受けている範囲内に収めることとし、必要最低限の掘削に留めることとする。なお、掘削を伴う場合は、市教育委員会小牧山課の文化財担当職員の立会調査のもと実施する。

4-2 創垂館への導線（敷地造成工）

青年の家跡地は、既設アスファルトは一部を残し、創垂館までの導入路として、南側玄関までと供待所手前から北面の勝手口までを舗装する。

なお、青年の家設計時の配置図（図6）に描かれていた創垂館南側から麓に延びる道は、本整備で復元しない。

4-3 法面保護工

青年の家付近は急傾斜地の崩壊の土砂災害特別警戒区域および土砂災害警戒区域に指定されており、現状、北側斜面は決まっている箇所も確認できる（写真3）。これらの状況から、整備計画地の北側法面は、史跡小牧山南麓に所在する小牧山城史跡情報館（れきしるこまき）の整備工事の際の

山側法面の保護に使用した、ジオファイバー工法などにて保護することを検討する。なお、創垂館の北側法面は同警戒区域には指定されていないが、創垂館への崖崩れ等を未然に防ぐため、創垂館の北側法面も含め施工エリアも検討していく。



写真3 青年の家北側法面状況

4-4 植栽工

整備予定地が、当初迎賓館機能を持って造られた創垂館に隣接することから、創垂館のエントランスとして、小牧山の四季を感じられるよう、サクラやイロハモミジ、ツツジ類の植栽を行う。なお、新たに樹木を植えるにあたっての掘削は、青年の家の基礎があった場所・深さとし、新たな掘削は行わない。また、平面には芝を植える。

4-5 管理施設整備工

創垂館を管理する上で必要な施設を整備する。

創垂館の貸館利用等で使用している備品の一部は、現在、青年の家内に置いているが、青年の家が無くなるため、別の場所に移す必要があるが、愛知県建設基準条例により、崖に近接して建築物が造ることができないため、創垂館内に収めるようにする。

青年の家跡地から創垂館にかけての南側は、急斜面となっており、見学者への安全対策として、竹柵と金属フェンス柵が混在しているため、全て竹柵に更新する。

4-6 給水・雨水排水・污水設備工

給水管は、整備予定地の北側斜面から途中で分岐し、青年の家と創垂館へ引き込まれている。創垂館への給水は引き続き、この管を使用する。

雨水排水・污水設備は、青年の家解体後も残置する青年の家西側の柵に接続する。雨水管は、ジオファイバー工法などを行う北法面から流れる水を受けのための法面際への設置と、平場の雨を集めるための整備予定地の

南側への設置を計画している。創垂館の污水管は現在、地上配管で青年の家污水用マンホールに接続している。本整備において、創垂館から柵までの下水管は、青年の家の基礎によって既に掘削を受けている範囲においては埋設し、それ以外は地上配管とする。地上配管となる部分においては、目隠しのための植栽を行う。

4-7 電気設備工

創垂館への電気は、青年の家の建物外壁を経由して配電している。青年の家の解体により、整備計画地の北方にある電柱から、電線を引き込むが、創垂館までの距離が長く、直接創垂館へ電線を繋ぐことができないため、途中にポールを新たに設置する。このポールの設置位置は、すでに青年の家の基礎設置によって掘削を受けている範囲内に設定する。ポールから創垂館にかけて、青年の家の基礎があった箇所は地中配線とする。

4-8 防犯・防災設備工

創垂館を監視している防犯カメラは、青年の家の軒下に2台、創垂館南東・北東の軒下に2台設置されている。青年の家解体に伴い、2台の防犯カメラが撤去されるため、新たに創垂館を西側から確認するための防犯カメラを再設置する必要がある。新規の防犯カメラについては、電気配線のために新たに設置するポールに付けることとする。

また、創垂館の閉館中及び休館中に、施設への不法な侵入を防ぐため、創垂館の西壁に並行して立入禁止のポールの設置を検討する。ポールは置き型式のものとする。

青年の家に設置されている全国瞬時警報システム（Jアラート）については、創垂館に移設し、通信線は電気整備工で新たに設置するポールから地中配管で創垂館へ引き込む。

4-9 撤去工

創垂館の東側に、井戸が残っており、本整備に合わせて撤去を実施する（写真4）。



写真4 創垂館東側の井戸

第IV章. 整備計画

青年家解体及び跡地整備のスケジュールは以下のとおりである。

青年の家跡地整備スケジュール

	所管課	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
跡地整備	小牧山課	基本構想策定	実施設計策定	整備工事	報告書作成
解体工事	こども政策課	解体設計	解体工事		

関係法令等について（抜粋）

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

第四章 土砂災害特別警戒区域

（土砂災害特別警戒区域）

第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

（特定開発行為の制限）

第十条 特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

○愛知県建築基準条例

第2章 災害危険区域並びに建築物の敷地及び構造（第3条～第10条）

（がけ附近の建築物）

第8条 建築物の敷地が、高さ2mを超えるがけに接し、又は近接する場合は、がけの上にあつてはがけの下端から、がけの下にあつてはがけの上端から、建築物との間にそのがけの高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、堅固な地盤又は特殊な構造方法によるもので安全上支障がないものとして知事が定める場合に該当するときは、この限りでない。

2 高さ2mをこえるがけの上にある建築物の敷地には、地盤の保全及びがけ面への流水防止のため、適当な排水施設をしなければならない。

一部改正〔昭和47年条例25号・平成12年64号〕

〈解説〉

- 1 この条は、がけ付近の建築物の位置について定めたものである。自己の敷地外にあるがけも対象となり、自己の敷地とがけの間に道路や他の人が所有する敷地がある場合については、それらを含めて一体のがけとみなす。
- 2 この条において「建築物」とは法第2条第1号に規定する建築物をいう。ただし、建築面積に算入されない軒、ひさし、門及び塀並びに小規模な建築設備（例：戸建て住宅に附属する建築設備）を除く。
- 3 「がけ」とは勾配が30度を超える傾斜地をいう。
- 4 「近接する場合」とは建築物の敷地に接していないがけで、その高さの2倍の水平距離の範囲が建築物の敷地にかかる場合をいう。
- 5 がけの高さの算定にあたり、がけの途中に小段や通路を含んでがけが上下に分離されている場合は、下層のがけの下端から30度の勾配をもつ線を想定し、上層のがけの下端がこの線より上に出るときに限ってこれを一体のがけと考えて高さを算定する。